

協定第33号

ガイエトナム共和国チョウライ病院
に対する医療協力調査報告書

昭和43年12月

123
90.7
MC

海外技術協力事業団

国際協力事業団

受入 月日 '84. 3. 9	123
登録No. 00034	90.7
	MC

はじめに

われわれは昭和48年12月9日より12月23日まで現在わが国が行なっているヴィエトナム共和国チュウライ病院に対する医療協力のうち、脳神経外科病棟等の建築問題について、特に第二期工事を着手するにあたっての現地事情調査および本件脳神経外科病棟等の維持、管理等の問題についてヴィエトナム政府側と確認する目的をもって派遣された。

ヴィエトナム共和国政府は、わが国よりの医療協力を高く評価しておりかつ本件建築問題につき早期に完成されることを強く希望しておる点をここにお知らせするとともに関係諸機関の方々の御協力を賜われますよう切にお願いする次第です。

以下今回の調査結果を報告します。

調査団団長	野田	章（海外技術協力事業団監事）
団員	山田	兵輔（建築専門家）
団員	宮沢	由雄（海外技術協力事業団契約課長代理）
団員	三浦	敏一（海外技術協力事業団医療協力室職員）

JICA LIBRARY



1042441[4]

目 次

はじめに	
I 経 緯	1
II 調査目的	2
III 調査日程	3
IV 一般情勢	4
V 第二期工事について	5
(i) 調査方針と調査時点におけるサイゴン事情	5
(ii) サイゴンにおける建設一般事情	5
(iii) 建設資材、労務事情と荷役関係の調査	5
(iv) チョウライ病院二期計画調査	6
(v) 二期計画工事費	7
VI 建物の維持、管理について	12
(i) 経 緯	12
(ii) わが国よりヴィエトナム側に対する依頼の事前交渉	12
(iii) 海外技術協力事業団よりヴィエトナム側に対する依頼の書簡（交渉前）について	13
(iv) チョウライ病院のヴィエトナム側建物の維持・管理における現状について	15
(v) チョウライ病院等の国立病院の建物の登記について	16
(vi) チョウライ病院の予算的措置維持、管理等について	16
(vii) ヴィエトナム側との交渉経過	17
(viii) 交換書簡について	19
(ix) おわりに	20

I 経 緯

(イ) アジア・アフリカ等開発途上にある国々に対するわが国よりの医療協力は、昭和37年7月当海外技術協力事業団が発足する以前よりコロンボ計画等により医療専門家の派遣および巡回診療団の派遣等の技術協力を行なっており事業団設立後も引き続きかかる協力を行なってきたところ、これら諸国におけるわが国に対する医療協力の要請がとみに高まり、当事業団は新たに昭和41年4月より医療協力室を設けこれら要請にこたえんものとしていたところ、昭和41年3月ベトナム政府カー厚生長官が本邦を訪れ、病院建設を含めた医療協力をわが国に要請した。

右要請を受けた政府は病院建設を中心とする医療協力を行なうこととし、当事業団は昭和41年4月予備調査団を派遣し現地の医療事情を調査せしめるとともに、更に同年6月調査団を派遣しベトナム政府関係機関と打合せを行なわしめ、また外務省はベトナム政府とわが国よりの医療協力についての取極めを行なうべく折衝を重ねていた。

昭和42年6月10日、「日本国政府とベトナム共和国政府との間の医療協力に関する交換公文」がサイゴンにおいて中田大使とベトナム外務大臣との間において交換された。内容の概略はわが国より医療専門家等をコロンボ計画により派遣すること、診断、治療及び医学研究に必要な機械、資材及び医薬品を供与すること、ベトナム人医療関係者をコロンボ計画に従いわが国に受け入れること、神経外科病棟および医療協力のわく内で派遣される日本人専門家の宿舎をチョウライ病院敷地内に建設すること等である。

(ロ) 当事業団は上記に基づき外務省の委託を受け、昭和42年7月、神経外科診療棟等の建築工事に着手した。建築関係についてはわが国よりの協力はベトナムチョウライ病院敷地内に脳神経外科診療棟および病床棟の建築とともに宿舎二戸分を建築する構想で始まった。

本建築は第一期工事で第二期工事に分けられており、第一期工事は診療棟および宿舎二戸分、第二期工事は病床棟および残りの宿舎二戸分等の建築である。

第一期工事は昭和42年7月着工、建築途中現地情勢悪化の事態も生じたが昭和43年6月末竣工した。第二期工事は本調査団の報告に基づき可及的速やかに行なわれる方針である。

Ⅱ 調査目的

本件調査団の目的は次の二つに分けられる。

第一は、チョウライ病院に対する医療協力のうち第二期工事を進めるにあたっての現地情勢および物価状況等の調査をすること。

第二は第一期工事分および第二期工事分も含め、わが国が建築する建物の維持・管理について、ヴィエトナム政府に対してこれらの維持・管理をヴィエトナム側に依頼することであった。調査団は上記二目的を持つ為、山田および宮沢は建築関係を、三浦は主に建物の維持・管理関係を担当、野田はそれを総括することとし業務を遂行した。なお建物の維持・管理関係については在ヴィエトナム日本国大使館恩田書記官、外務省経済協力局谷野事務官およびチョウライ病院派遣中の当事業団岩元調整員の協力を得た。

Ⅲ 調査日程

昭和43年

- | | |
|----------|------------------------------|
| 12月9日(月) | サイゴン着 |
| 10日(火) | 日本大使館にて打合せ |
| 11日(水) | チュウライ病院長と打合せおよび建築資材調査 |
| 12日(木) | 日本大使館にて一般情勢打合せおよび建築資材調査 |
| 13日(金) | 建物に関する登記等調査及び建築資料整理 |
| 14日(土) | 日本大使館にて交渉準備および建築関係調査 |
| 15日(日) | 交渉準備および建築関係資料整理 |
| 16日(月) | ヴェトナム外務省打合せおよび建築関係調査 |
| 17日(火) | ヴェトナム外務省・厚生省・大蔵省と打合せ及び建築関係調査 |
| 18日(水) | 日本大使館にて交渉問題打合せおよび建築物価調査 |
| 19日(木) | ヴェトナム厚生省・外務省と打合せ建築関係資料整理 |
| 20日(金) | 日本大使館にて交渉問題打合せおよび建築荷役調査 |
| 21日(土) | ヴェトナム厚生省にて書簡交換 |
| 22日(日) | 書簡交換の確認 |
| 23日(月) | サイゴン発 |
| 24日(火) | 帰 国 |

Ⅳ 一般情勢

昭和43年1月末いわゆるテト攻勢およびこれに続く5月攻勢は、わが国よりの医療協力に関しても継続すら危ぶまれるほどであった。ヴィエトナムでは約20万戸の民家が部分的或いは完全に破壊され、約1万3千の市民が死亡し、3万2千人が負傷している。その後サイゴン市内および周辺の警戒は特に厳しく、夜間外出禁止は午後7時以降の期間がかなり続いたが、9月以降若干治安が回復され夜間外出禁止も午後9時、11時さらに12時と緩和されるに至った。

更に11月以降米軍の北爆停止、パリ会談の開催等現地情勢改善のさざしが見えてきた。一方わが国がコロムボ計画に基づき派遣しているチョウライ病院およびサイゴン病院の各医師は相変わらず多忙をきわめるとともにヴィエトナム側はチョウライ病院の建築に関し第二期工事の早期着手を強く要望してきた。わが国よりの技術協力は、上記二病院に対する医療協力と日本語関係の専門家を派遣するにとどまっているが、一方ではわが国よりの対ヴィエトナム貿易は年間1億4千万ドルに達し、サイゴンの街では日本製品が氾濫している状態でありヴィエトナムの有識者は第三国よりの技術援助もさることながらわが国の協力を強く要望している。

特に医療協力に関しては昨今までは米国、英国、西独等がかなり対ヴィエトナム協力を進めており特に米国はサイゴン病院およびチョウライ病院（同病院敷地内に整形外科部門診療棟の建築および医師等の派遣）に対する協力も行なってきたが、現在ではヴィエトナム政府はこれら病院に対する協力は第三国よりもわが国よりの協力の要望を強めており、米国は今やサイゴン病院に対する協力を中止するとともに主にサイゴン大学医学部に対する協力の方針を変えつつある状態であり、わが国のこれら二病院に対する協力のヴィエトナム側の期待は大なるものがある。

V 第二期工事について

(d) 調査方針と調査時点におけるサイゴンの建設一般事情

先づ調査方針は、前二回の調査経験を生かして次の様に対象をしぼった。

- (1) サイゴンにおける建設一般事情と社会経済事情要点
- (2) 建設資材調査
- (3) 労務事情
- (4) 荷役事情
- (5) チョウライ病院二期を対象とした現地の調査

(e) サイゴンにおける建設一般事情

サイゴン市内を巡回してまず驚くことは、破壊された建築の復旧工事を含めて大小の建設が目立って盛んなことである。

シロン地区のテト攻勢による残骸はほとんど見ることは出来ない。それどころかテト攻勢の被害地跡は整備されて、難民用の宿舍群が活発に建設されている実情である。この現状を見ると労務者不足、特に技能工の払底は一応考えられないほどである。勿論建設物資も出廻っている証拠でもある。しかし徴兵による影響は相変わらずで、老人、婦人労働者、少年労働者が目立つことは1967年調査以来変ることではない。この点を常識的に考えると、建設物資の需要増大、労務者不足のため、資材労務賃金の値上りの原因となる。

今回の調査においても生計費は中産階級において1967年6月指数303（1958年＝100）が1968年6月377、8月には、400となり漸増の傾向になっている。労働者階級では同時期のもの326より412、8月には438となっている。また卸売物価は1967年6月と1968年6月の推移は、228→245、1968年8月には248、輸入品は205→225、8月223と調査されている。通貨の総投入と吸収のギャップは1968年推定520億ピアストル、1969年推定500億となっており、今後とも物価上昇は年率30-40%程度はまめがれないと観測される。

(f) 建設資材、労務事情と荷役関係の調査

従って将来ともに物価上昇が予想されるので第二期用建設資材は第一期の際に計画した以上に日本製品を多用して現地使用の諸材料と労務者を小範囲に止めることを考えねばならない。この主旨に基づき、建築資材のうち現地産品目は、砂利、砂、煉瓦、床仕上タイル、屋根瓦、仮設材等、やむを得ない仕上用木材にしぼり、他はほとんど日本より輸送する方針をとらねばならない。特に木材の値上りは今後ますます著しいとの判断で特に注意を払った。付帯設備用の資材は100%日本側より持ち込を計画をたてねばならない。したがって、サイゴンにおける資材調査には現地産品目に主力をそそいだ。

資材に関する限り、1968年後半より年末までの価格上昇は、想像していたよりも低率である。あるいは変化のないものもある。ただ木材関係は非常な勢いで値上りをしている。日本流の考え方を加味すると、木材の価格が上ることは大工の手間賃の上昇につながる。二期建設計画に留意すべき点である。

労務賃金はたしかに急上昇したが、テト攻勢直後の社会不安がうすらぐとともに安定してきたが、矢張りじりじりと値上りをしている。付表1、2は其の間の事情を説明している。

次に荷役関係であるが、調査時の現況は、前2回に比べて、平穏そのものである。かつてサイゴン河口よりサイゴン市埠頭までは、月3回、河口で船団を組んで、溯航して来た。この船団に編入されること自体に日時を要し、埠頭で荷役されるまでの時間は3ヶ月程度見込まないと駄目だと言われた。現在は随時航行河口より24時間で到着荷揚期間を含めて1週間予定すれば良いとのことであった。したがって、日本を離れた資材類は1ヶ月で作業現場に搬入され得る見通しがたった。第一期工事の時とは非常な違いである。

但し第一期工事中には岩元調整員が荷役関係個所に円満な折衝を続け、当初3ヶ月はかかると思われた荷役関係期間を大巾に短縮出来た。二期の建設計画に際しても、この努力が不可欠であることは論をまたない。

(二) チョウライ病院二期計画調査

調査のためにサイゴン滞在中の大半は資材調査に費した。しかし二期計画を進めるうえには更に現地事情をおさらいする必要がある。特に下記既設建物の解体と上下水本管の再確認、電力引込み、第一期工事で竣工した建物の付帯設備使用上の感想等である。

(1) 既設建物を解体する際に生ずる発生材の使用に関しチョウライ病院側より、下記材料引渡しの要請があった。

(a) 煉瓦2000本(ケレン落しのうえ解体建物周辺に集積)

(b) 木材(檜材)0.06M×0.08M×6.00M—50本

(c) 両開扉枠共5組

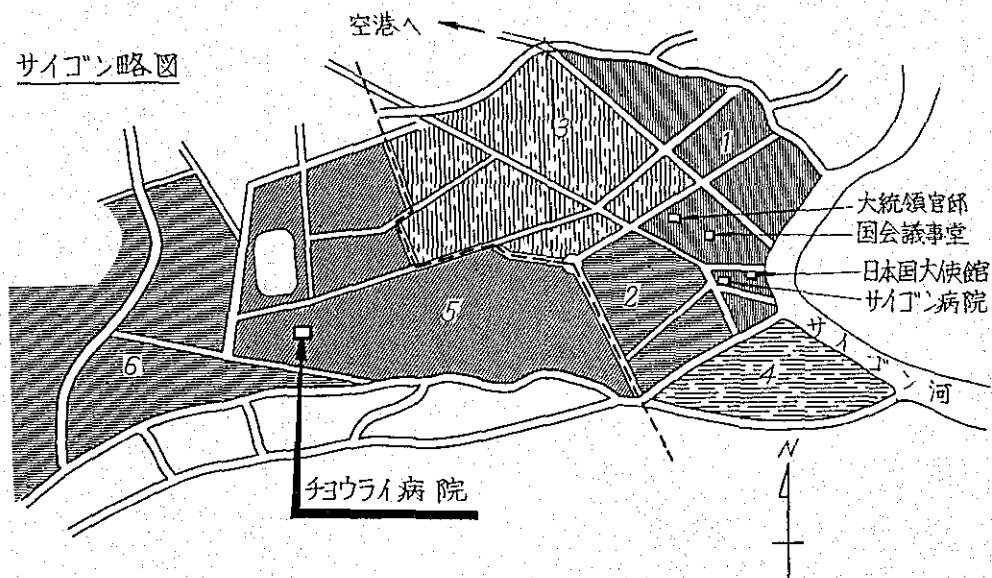
(b、c 何れも解体建物周辺に集積)

(2) 渡廊下新設の際、既設診療棟廊下との接合をすること。

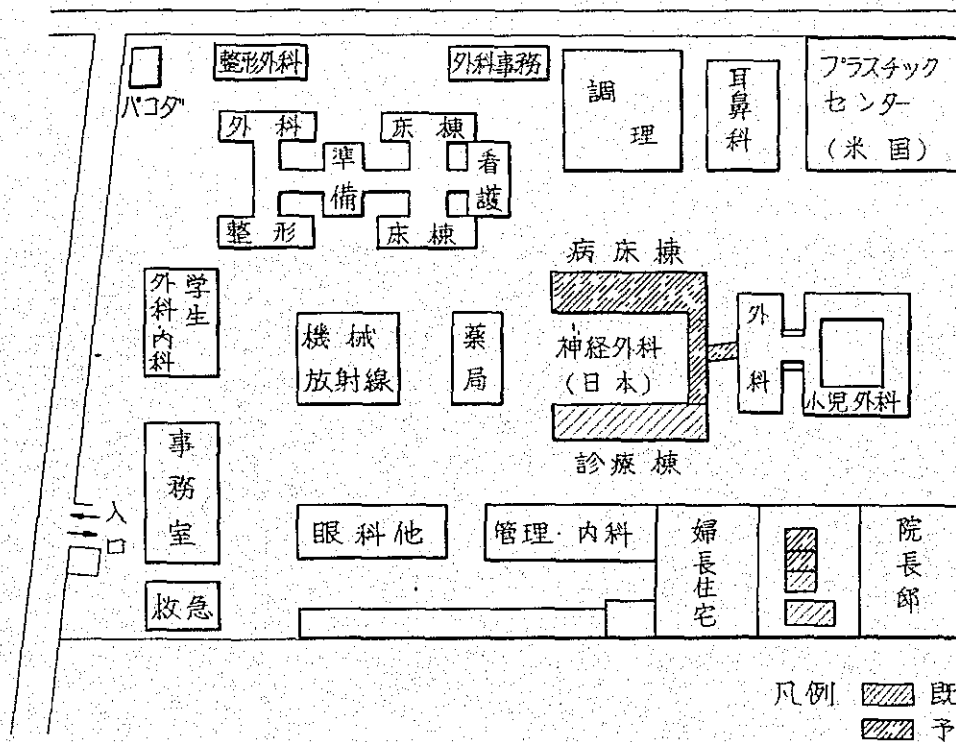
(3) 水道本管は第一期計画の際には、米国側の援助により相当圧の本管が引き込まれ、当時の水道事情よりは遙かに整備されるというチョウライ病院側の説明により建物内の配管計画をたてた。

しかし、今回調査時には、旧態依然であって、その結果診療棟一階においては圧力不足のため、改めて圧力ポンプを設置する必要にせまられた。二期計画に含まれる病棟においても同様である。

サイゴン略図



チウライ病院内略図



- (4) 下水本管は依然として流量が満足にとれないが、これはヴェトナム側の問題であり、わが方としては下水本管工事には触れないこととせざるを得ない。なお二期計画に引込みまでの工事を入れる必要がある。
- (5) 電力事情は今もって良くない。調査時点に、チュウライ病院は既存管理棟及び付属する一連の病棟関係に新たに発電所を建設中であった。又米国援助の整形外科病棟には相当量の電力を引き込んでおり、第一期計画時よりは、電力事情は緩和されている。
- (6) 宿舍の付帯設備に関して注意すべき点の一つが生じた。それは、(3)項にも通じるが、別個の本管より引込んだ給水系統が、頻発する断水事故で生活の不便をかこっていることである。その対策として給水塔(約1屯の水量)を設置する必要を生じた。
- (7) 団長邸前庭に設置したガレージは当初予算不足のため木造架構の上にヨシズ貼りとしたのを、雨期使用を考慮して屋根の改造をする必要がある。
- (8) 二期計画による建設予定の建物は
- (a) 宿舍2戸分約36坪(RC構造耐熱スラブの上瓦葺き)。
 - (b) 病棟約207坪(RC構造耐熱スラブの上にRC防水屋根二階建、廻廊式ルーバー付きで、一期計画の診療棟と同スタイル。
 - (c) 渡廊下(約17坪)鉄骨架構平家建鉄板屋根葺等である。

(9) 二期計画工事費

二期計画建物内容と今回調査による建設資材単価、労務費その他の諸条件をあわせ、与えられた予算内で全てを満足させることが出来るかどうかの判断を下さなければならない。その為には1968年12月以降の物価上昇トレンドを想定しながら、今回調査時の各種別の単価をどの様に抑えて、予算の骨組を作るかと言う点にしばられると思う。次表は㊸項1968年4月チト攻勢直後の調査による上昇率を基準としたもので、㊹項は1968年12月今回調査による結果を勘案してグロス計算をしたものである。

チョウライ病院第二期予算配分計画 (1US\$ = 118VN\$)

(1967年第一期工事契約)
単価を100とする

総工事費				1968.4 上昇率	1968.12 上昇率
千円 121,600				㉞	㉟
↓					
㉞ 160,850	直接工事費 70,600	○材料費 53,000			
↓	↓	↓			
㉟ 142,775	㉞94,750				
↓	↓				
建物の質を落 として約10 %減を目途と して総工事費 129,000 千円に抑える。	㉟82,675	○V.NSIDE 63,070	140 100 15,900	→ 22,260	→ 19,080
		↓			
		㉞58,035	○J.PSIDE 37,100	110 100 3,710	→ 3,895
		○労務費 17,600			
		↓			
		㉞31,680	○V.N 17,600	180 100 3,168	→ 2,464
		↓			
		㉟24,640			
	間接工事費 51,000				
	↓				
	㉞66,100	○現地経費 20,000		160 100 3,200	130 100 2,600
	↓				
	㉟60,000			㉞ 110 100 3,410	㉟ 110 100 3,410
		○諸経費 31,000		→ 3,410	→ 3,410
				㉞	㉟

以上が建築関係の報告であるが当初予算121,600千円までに建物の質を低下させることは、まず無理と思われるが、前表表示の129,000千円を目標とし、可能な限りその線にそうべく努力する必要がある。

付1-A 建築資材 単価表 VN\$

	品名	摘要	単位	1966.6	1967.5	1968.5	備考
1	木材						
	足場丸太		m ³	8500- 12000	11,000	12,000	
	仮枠材		"	7,500- 12,000	12,000	16,500	
	屋根下地材		"	8,500- 12,000	14,000	20,000	
	建具材		"	8,500- 12,000	16,000	-	
	家具材		"	-	-	-	
	ベニヤ板	1.00m× 200m×4%	枚	-	190	1.2×2.4×0.6 650	
2	丸鋼						
	6φ		t	25,000- 40,000	27,500	32,500	
	13φ	(14φ)	"	22,000- 40,000	27,500	32,000	
	16φ		"	22,000- 35,000	27,500	32,000	
	19φ	(18φ)	"	22,000- 35,000	27,500	32,000	
3	山型鋼						
		L-25×25	t	25,000- 38,000	40,000	29,000	
		L-30×30	"	"	"	-	
		L-45×45	"	"	"	-	
4	砂利	コンクリート用 25~30%	m ³	1,300	1,200	1,600	
5	砂		"	250	300	400~450	
6	セメント	50kg入	袋	200-250	340	(輸入品) 250	
7	瓦	ウロコ型	枚	1.4~2.5	4		
	"	平型	"	1.4	4.5		
	"	フランス型	"	1.4~1.5	4		
8	煉瓦						
	並型	200×100×5	個	1.7~2.0	2.6	2.5	
	中空	200×100×100	"	2.0~2.7	2.8	2.6	
	中空	200×100×50	"	-	2.0	-	
9	コンクリート ブロック	40×40×10	個	10	12	135/m ³	

付1-B

	品名	摘要	単位	1966.6	1967.5	1968.6	備考	
10	タイル	輸入品半磁器タイル	個	12	12			
		〃 クリンザータイル	個	-	12			
		現地産タイル	m ²				370~430	
		現地産木巾タイル (200×200)	m ²				130~160	
		輸入品モザイクタイル (100×200)	m ²				393	
	硝子	並厚	3mm	m ²	330~400	450	450	
			5mm	〃	-	1,100	-	
		排水用陶管	φ300ℓ=1.00M	個	150~270	360	-	
	建具	硝子窓扉		m ²	-	-	1,680	
		ベニヤフラッシュ		〃	-	-	2,580	
金鋼張			〃	-	-	輸入品 1,000		
	亜鉛引鉄板	1.00M×2.00M	枚	-	-	500		
	便器	トルコ式	個	-	-			
	白セメント	50kg入	袋					

付2表

建設用労務者賃金表

US\$1 = VN\$

種別	1966.6	1967.5	1968.6	備考
大工	200~250	280~360	650~700	1. 労働時間 8時間/日
土工	80~120	120~200	300~350	2. 作業時間
屋根工	200	-	-	7.30~12.00
コンクリート工	250~350	-	350~400	1.3.30~1.7.00
煉瓦工	250~300	-	500~550	3. 1.8才~3.5才
タイル工	250~300	300~360	500	不在(老,小,女子対象)
在官工	250~300	280~360	550	4. 労働基準法あり
塗装工	200~250	280~360	550	5. 能率
一般雑役人夫	80~120	120~200	女 - 男 170 - 250	日/V = 100/30-50
防水工	250~300	-	-	
家具工	200~250	-	-	
電工	250~300	280~330	650	
配管工	200~300	280~330	520	
鍍金工	200~250	280~360	-	
鉄筋工	-	-	300~350	
サッシュ工	-	-	700	

Ⅵ 建物の維持、管理について

(イ) 経緯

わが国政府がヴィエトナム政府の要請に基づき本件建物を建築するに關し、完成後の建物の所管が問題となった。

国内法上、日本国政府は技術協力のために外國に対し供与し得るのは動産とうたわれていることに鑑み（「経済及び技術協力のため必要な物品の外國政府等に対する譲与等に関する法律」）将来は本件建物をヴィエトナム政府に譲渡すべき性格のものであるが、とりあえず日本側の資産であるとして、当事業団は外務省の委託を受けて建築したものである。

当事業団は第一期工事分に関しては、昭和43年6月末竣工し、とりあえず本件建物を外務省に対し引渡しを行なった。（7月1日付）

外務省は本件建物の所管に關し、關係各省と協議を進めていたが、昭和43年11月、建物は当事業団が外務省の委託を受け海外技術協力実施委託費にて建築したものであり、わが国がヴィエトナムに対して協力する期間中（交換公文には4ケ年間）は当事業団の受託資産であるという結論に達した。

当事業団はこれを受け本件建物を当事業団の受託資産とすることに伴い、これら建物の維持、管理を行なう必要が生じた。

本件建物は当事業団の受託資産であるのでその維持管理を事業団が行なうことが形式的に妥当であるが、現実においてチョウライ病院敷地内に存在し、本来同病院の他の建物と一体となすべきものであることに鑑み、また現在当事業団が現地に派遣中の人員をもってしては将来とも責任をもって維持、管理に當ることはきわめて困難である事情を考慮し、また上述の交換公文中「ヴィエトナム政府は神経外科病棟の維持及び運用に必要な経費を負担する」と明言されていることにも鑑み、右維持、管理（建物に対する警備、修理等）をヴィエトナム政府に委ねることとし、これがためヴィエトナム政府に依頼することとなった次第である。

(ロ) わが国よりヴィエトナム側に対する依頼の事前交渉

外務省は本件維持、管理問題につきさきの交換公文の関連上、在ヴィエトナム北原大使よりヴィエトナム政府あて建物の維持、管理はヴィエトナム側にあるとする旨の書簡を交換することになり、当事業団はこれに基づき建物の維持、管理の実体につきヴィエトナム政府と書簡を交換する方針を採った。

交渉にあたるに先だち、昭和43年12月1日、2週間の予定をもってコロンボ計画に基づく高級研修員として招へいしていたヴィエトナム厚生省特別顧問Dr. Nguyen Van Thieu および衛生局長次長 Dr. Truong Minh Caeの両氏と外務省および当事業団は本件に關してヴィエトナム側の意向を打診するとともに、わが方の考え方を伝達したところ、両氏はヴィエトナム

厚生省側のチョウライ病院に関する直接の担当者であることから具体的な意志表示を得ることができたことは幸いであった。即ちわが国が書簡を交換するにあたってのヴィエトナム側担当者は先般の交換公文の時点ではヴィエトナム外務省であったが、今回は厚生大臣である点（交換公文第3項協議事項、両国の権限ある当局……は厚生省であるとの見解）、ヴィエトナム国政府所有の建物についてはいわゆる登記等はせず単に所管の者より大蔵省への通報に止まること、またこれら建物について火災保険等の措置は執られていないこと等である。

(ウ) 海外技術協力事業団よりヴィエトナム側に対する依頼の書簡（交渉前）について

当事業団は本件建物の維持・管理をヴィエトナム側に依頼するにあたってわが国内法上の国有財産の維持・管理条項を基にし、ヴィエトナム側の実質的維持・管理の実体をあわせて、わが方よりの書簡とすることとした。

次はその当初案である。

1. 維 持

不動産管理役はその管理する不動産について、点検保守を行ない、常に良好な状態におくよう努めなければならない。

（危険物持込禁止、患者以外の多数の者の立入禁止、火災予防、夜間警備、自的以外使用の禁止等）

2. 修 理

不動産管理役は、不動産の維持保全のため修理の必要があると認めるときは、契約担当役に対し不動産の修繕のための必要な措置を請求しなければならない。

3. 火災保険の付保

不動産管理役は不動産の保全のため火災保険に付保する必要があると認められるときは、その手続をしなければならない。

4. 運用の原則

不動産は、常に用途に従って、適正かつ効率的に使用するよう努めなければならない。

5. 報 告

登記報告書、被害報告書、現状報告書、管理責任者の氏名報告

(1) （登記報告書）

物件取得の登記を行ない、登記簿の謄本を添えて登記の完了報告書を提出させる。

(2) （被害報告書）

火災その他の事故により不動産に滅失、毀損が生じた場合は遅滞なく下記条項を具し報告をしなければならない。

(イ) 滅失又は毀損の原因及び事故発生の日

- (ロ) 被害物件の明細（被害の程度）
 - (リ) 損害見積額及び復旧の可能性
 - (ル) 財産の保全又は復旧のためにとった応急措置
 - (レ) その他参考事項
- (3) 現状報告書

不動産の現状について、年度間の現状報告書を翌事業年度の4月30日までに提出しなければならない。

(4) 現状の調査（検査）

随時調査員を派遣して不動産の管理業務について調査（検査）する。

更に当事業団に於て推敲を重ね、以下前文、後文は別の書簡（団長より）とする含みをもって次のとおりとした。

案

書簡をもって啓上いたします。本職は日本国とヴィエトナム共和国との間のチョウライ国立病院神経外科病棟および日本人専門家宿舎の建設および運営に関する医療協力事業について昨日取り交わされた日本国大使館よりのヴィエトナム共和国外務省あて口上書および同外務省より日本国大使館あて返簡口上書に言及し、チョウライ国立病院が前記建物の実際の管理を行なうことに謝意を表します。

今後貴病院がこれらの建物を適切に管理するために最善を尽くされることを信じて疑いませんが、海外技術協力事業団としましては、就中、次のような諸点について貴病院が措置を執られることを期待しております。

I 本件建物の管理責任者について管理責任者の氏名を海外技術協力事業団理事長に通報する。

なお、管理責任者に変更があった場合においてはその都度海外技術協力事業団理事長に通報する。

II 本件建物の維持、保全について管理責任者は本件建物の点検保守に責任を有し、常に良好な状態にあるよう努めるとともに、とくに次の諸点について必要な措置を執るものとする。

1. 爆発物等危険物の持込み禁止の措置
2. 神経外科診療棟における患者以外の多数の者の立入禁止の措置
3. 日本人専門家宿舎については、関係者以外の立入禁止の措置
4. 火災予防に関する措置
5. 夜間警備に必要な人員の配置

6. 本件建物に関する使用目的以外の用に供することを禁止する措置

III 報告について

本件建物の管理責任者は海外技術協力事業団理事長に対し、次の報告をするものとする。

1. 被害報告

天災その他の事故により建物に滅失または毀損の生じた場合は遅滞なく下記事項を報告するものとする。

- a 滅失または毀損の原因および事故発生の年月日
- b 被害物件の明細（被害の程度）
- c 損害見積額および復旧の可能性
- d 本物件の保全または復旧のために執られた応急措置
- e その他参考事項

2. 年次報告

本件建物の現状について毎年4月1日より翌年3月31日までの報告を可及的速やかに提出するものとする。

IV 修理について

本件建物の所要の修理は管理責任者が行なうものとする。

V 本件建物の現状調査について

海外技術協力事業団が本件建物に関する管理状況等視察のため、調査員を派遣する場合は、管理責任者は視察の為必要な便宜を供与する。

海外技術協力事業団としましては、本件建物がこれを建設した本来の目的からいって可及的速やかにヴェトナム共和国政府にその所有権を引き渡すことが妥当であると考えており、日本国政府に対しても所要の立法措置を執ることを要求しております。

それまでの間、貴病院が、これらの建物をチョウライ国立病院が所有される同敷地内の他の建物と同じように考えて維持、管理されることに重ねて感謝いたします。

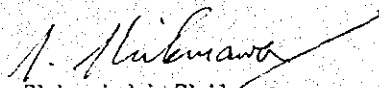
当事業団としては団長である監事野田章をして、この書簡をヴェトナム政府側に提出せしめるべく理事長より次のとおり権限を委譲した。

DELEGATION DE POUVOIRS

L'Agence de Coopération Technique d'Outre-mer, créée en vertu des lois japonaises, dont le siège se trouve à 42, Hommura-cho, Ichigaya, Shinjuku-ku, Tokyo, Japon, donne pouvoirs par le présent instrument à Monsieur Akira Noda d'agir pour et au nom de l'Agence comme son représentant legal pour:

négocier avec le Gouvernement de la République du Viêt-Nam ainsi que l'Hopital Cho-Ray et conclure avec eux des arrangements nécessaires concernant le contrôle et l'entretien des bâtiments du pavillon de neuro-chirurgie et des appartements pour les experts japonais.

En foi de quoi, l'Agence de Coopération Technique d'Outre-mer a fait signer le présent instrument au Directeur Général, dûment autorisé à cet effet, le 10 décembre 1968.


Shin-ichi Shibusawa
Directeur Général de
l'Agence de Coopération
Technique d'Outre-mer

Contresigné par:

Katsutoshi Kitagawa
Directeur Exectif
de l'Agence

(2) チョウライ病院のヴィエトナム側建物の維持、管理における現状について

本調査團は上記方針にて書簡を提出すべく指示を受けヴィエトナムに赴いたのであるが、既存のヴィエトナム側が所有しているチョウライ病院の建物が維持、管理されている現状について、赴任直後すなわち前述厚生省特別顧問 Dr. Thieu 一行が帰国しわれわれとの交渉が始まる前に調査した。以下は厚生省病院局長 Dr. Dang Van Dang, 財務局長 Dr. Vu Gia Au およ

びチョウライ病院長Dr. Hieuに確認した諸点は次のとおりである。

(a) チョウライ病院等国立病院の建物の登記について

ヴェトナム共和国政府では政府の建物は特に病院については厚生省の台帳に記録し、大蔵省に通達するのみで一般人に対する対抗要件等の実質的弊害は起きず、これら建物の取得についてもわが国で言う官報のごとき手段にて公告することも行なっていない。

従って本件建物に関する当事業団よりの登記という問題は、実質的に無意味であると同時に、実体上厚生省、大蔵省は当事業団が登記をしたいと正式に申し入れた場合、措置に窮する事態が生じる。厚生省は本件建物（第二期工事分をも含めて）は海外技術協力事業団のものであることを認めると同時に大蔵省に通達するのみで、ヴェトナム共和国国内では充分にその目的を達すると明言している。なお同国では国有財産に対して火災保険等は付保せず従って当事業団の財産を維持、管理するについても火災保険は付保しない方針との考えを持っており、いわゆる地震、台風、洪水のごとき天災も考えられないとの厚生省側の見解であった。

(b) チョウライ病院の予算的措置維持、管理等について

ヴェトナム共和国政府はわが国と同様単年度予算であるが、会計年度は毎年1月1日より12月末日までである。チョウライ病院は同国最大の国立病院であり、患者は民間人に限っており治療費、入院費等は無料の立前を採っているが、薬品類のうち若干品目、例えば輸血に必要な血液は患者の負担でありかつ裕福な患者で支払い能力のある者については病院長の権限で徴収可能になっている。これは院長は金額を明らかにしなかったが年間同病院に必要な経費の20%を補うに足る金額であると述べている。

チョウライ病院は国立であるので、厚生省の管轄下であり実質上は運営、管理、人事等については病院局に、また経費面では財務局の監督下にある。従って上記の様に患者から治療費等の徴収にあたっては病院長は病院局および財務局の許可を得ているものであり、また病院内の建物の修理等にあたっては、病院に当てられている修理費等の予算額から当てられるが、場合によっては、患者から徴収した金額より上記二局の許可を得て修理等に当てることも可能である。特にわが国より協力している本件建物に関して例示して修理等につき質したところいわゆるベトコンの大攻勢のような事態による大巾な損傷でない限り通常の損傷は当然上記措置に基づき修理等が行なえると三者とも明言している。

また通常わが国内の国立病院で見られる厚生省よりの病院側に対するセネラルな予算執行上の指示、病院長の権限および維持、運営、管理に関する通達のごときものについて質したが、Case by Caseにより厚生省より指示するが全般的に互るものについては存在しない旨の回答がありかなりflexibleではあるが逆に病院長の権限を大巾に認めている状況である。

更に同病院内の維持・管理について調査したが、警備面では同病院内には正面しか入口がな

く正面では警備が、かなり厳重であり、第一期工事の際わが国より現場に赴いた日本人業者職員も通行証の発行を受けかつそれを提示しない限り、通行を許可されなかったほどである。修理については、病院所属の営繕係が居りかなりの規模の修理をもそれら営繕係が修理を行なっている。尚火災予防法のごときものはなく消火器等の据付けを義務づけられていないが、サイゴン病院（サイゴン市内最大の救急病院でありわが国から二名の医師を派遣している）およびチョウライ病院とも消火器は充分とは言えないが設置されている。

(6) ヴィエトナム側との交渉経過

ヴィエトナム側との正式交渉についてはまずヴィエトナム厚生省の前述 Dr. Thieu および Dr. Cac が日本より帰国するのを待つことにあつた。両氏は12月16日および18日に帰国した。また日本側は在ヴィエトナム日本国大使館の恩田書記官がタイおよびネパール出張から12月13日帰任し、外務省経済協力局技術協力課谷野事務官は、14日サイゴン着となり、12月17日第一回の正式交渉が厚生省にて開かれた。出席者は次のとおり。

〔ヴィエトナム側〕

Dr. Thieu Assistant Minister of Health for Foreign Aid

Mr. Tuong Deputy Director, Financial, Economic and Social
Affairs, Ministry of Foreign Affairs

Mr. An Director of Administration of Finance, Ministry of
Health

Dr. Dang Director of Curative Medicine, Ministry of Health

〔その他厚生省側若干名〕

日本側

在ヴィエトナム日本国大使館

外務省経済協力局技術協力課

海外技術協力事業団

在ヴィエトナムチョウライ病院医療チーム

恩田書記官

谷野事務官

野田監事

三浦職員

岩元調整員

（以降日本側メンバーは変らず）

交渉内容の概略は、日本側より今回交渉の目的を説明することにはじまり、ヴィエトナム側および日本側の考え方につき意見を交換することになった。

日本側はまず建物は日本側の所有とせざるを得ないこと、その維持、管理（運営を含めて）をヴィエトナム側に委ねたいこと、またその建物についてヴィエトナム側は公租公課を付さないよ

う願いたいこと等である。

ヴェトナム側の考え方としては、厚生省側は細部については態度を明確にしないまでも、日本側の置かれている立場を了解する雰囲気であったが、特に外務省側は例えばヴェトナム側の国内法律的解釈からして他人の土地に建てられた建築物は動産と解釈されその維持、管理等の話は根本的に考えられない等日本側の説明に対し当初から難色を示した。従って当日は、わが方の説明に主眼を置いて、申1日をヴェトナム側の意見調整のために置くこととし、第二回目を翌々日19日に厚生省にて行なうことにした。

第二回目は19日厚生省にて行なわれた。ヴェトナム側出席者次の通り。

Mr. Dien Director, Economic Social Department, Ministry of Foreign Affairs

Mr. Phuong Assistant Director, Social Finance, Ministry of Finance

Mr. Khanh Secretary General, Ministry of Health

その他はチョウライ病院長 Dr. Hieu が加わった以外は第一回と同様。

第二回目はヴェトナム側は新たに大蔵省が会談に出席したが、ヴェトナム側の見解は依然として外務省が、例えば交換公文には日本側の建物の建築に関し、ヴェトナム国内で使われる費用は1米ドルにつき現地通貨118ピアストル（つまり公定で為替率は80ピアストル、118ピアストルはいわゆる旅行者レート）にて交換しヴェトナム政府は38ピアストルを付加金とする旨述べられておるところ、日本側の建築物とは言えその分はヴェトナム側の資産である等の理由により今回の日本側の考え方に同意し得ないとの態度を維持していた。

わが方はこれらに対し前回の説明を更に細部にわたり行なったが、外務省側はヴェトナム人民が置かれている医療施設、患者の現状、日本国より医療協力を受ける必要性等の観点より理解を示すに至り、その後日本側よりの書簡（在ヴェトナム北原大使より厚生大臣宛書簡および海外技術協力事業団野田監事より厚生省特別顧問宛書簡）に関する討議に入った。ヴェトナム側は書簡の内容につき大綱は了承するとともに表現上の点につき希望を示し、わが方はこれを検討することとし、次回は翌々日21日に行なうことを約して会談を終了した。

第三回目は21日に行なわれ、出席者は前回出席者のうち外務省、大蔵省は欠席したが、冒頭に厚生省 Dr. Thieu (Assistant Minister of Foreign Aid) はヴェトナム側としては外務省、大蔵省を含め日本側の考え方につき了承した、また書簡の内容につき両者検討したうえ、同日書簡の交換を行なう用意がある旨を表明した。両者は直ちに書簡の内容および表

現上の問題につき検討を行なった結果、合意をみ、一たん休けいの後書簡の交換を行なうこととなった。

(ハ) 交換書簡について

交換書簡（サイゴン・チョウライ病院建物管理に関する在ベトナム北原大使とヴィエトナム厚生大臣及び海外技術協力事業団野田監事とヴィエトナム厚生大臣特別顧問との往復書簡）は、昭和43年12月21日交換された。

別掲はその本文および仮訳である。

（なお、参考のため昭和42年6月交換された「日本国政府とヴィエトナム共和国政府との間の医療協力に関する交換公文」を付す。）

お わ り に

我々の今回のヴェトナム訪問に関しては上述の二つの目的であったが、およばずながらこの大任を果たせたことは、内外ともに関係諸機関の皆さんの御協力の賜であると厚く感謝しておりますとともに、わが国の対ヴェトナム医療協力が如何に意義深いものであるかを痛感した次第であります。

ヴェトナム共和国厚生大臣はチョウライ病院に対するわが国の医療協力に多大の感謝をするとともにその建築物はヴェトナムの真珠であると述べ、更に現在の神経外科関係のみにとどまらずできればチョウライ病院全体の各部門にわたる協力をも希望する旨を明らかにしています。

またヴェトナム政府関係者は言うに及ばず、一般民衆の日本人医師およびその関係者に対する態度は感謝とともに真摯なものであり、我々調査団としては一刻も早く本件建築を完了し、かつ国内的に問題点はあるにしても、一刻も早くヴェトナム側に引き渡すべきものであると考えております。

かかる観点より当事業団は最大の努力を払うことは論をまちませんが、関係諸機関の皆様のご協力を更に賜わりたくお願い申し上げます。

最後に本件調査団に対し御協力御指導賜わった在ヴェトナム北原大使、中江参事官、恩田書記官、館員一同に対し重ねて感謝の意を表します。

サイゴン, チョウライ 病院建物管理に関する在ベトナム
北原大使とベトナム厚生大臣及び海外技術協力事業団
野田監事とベトナム厚生大臣特別顧問との往復書簡

昭和 44 年 1 月 22 日

経 済 協 力 局 技 術 協 力 課

(日 本 側 書 簡)

(仮 訳)

書簡をもって啓上いたします。

本使は、1967年6月10日にサイゴンにおいて日本国特命全権大使中山賀博とヴィエトナム共和国外務大臣トラン・ヴァイ・ドオとの間に交換された日本国政府とヴィエトナム共和国政府との間の医療協力に関する交換公文に関し、本国政府の訓令により、次の1を閣下に通報するとともに、前記の交換公文の4の規定に基づき次の2及び3について閣下と協議する光榮を有します。

1. 日本国政府は、チヨウライ病院の敷地内に建設された神経外科病棟及び日本人専門家のための宿舎の所有権をヴィエトナム政府に移転することを禁止している現行の法令に有利な改正が行なわれない限り、その移転を行なうことができない。

もっとも、ヴィエトナム共和国厚生省は、今後次のことを条件として不特定期間前記の建物を使用することができる。

(a) 神経外科病棟及び日本人専門家のための宿舎は、チヨウライ病院の一部をなすものとみなされる。

(b) 関係者間の合意がない限り、ヴィエトナム政府は、前記の建物を1967年6月10日付の合意に規定されている目的以外の目的のために使用してはならない。

2. 日本国政府は、神経外科病棟及び日本人専門家のための宿舎がチヨウライ病院の一部をなすものとみなされることにかんがみ、その病棟及び宿舎の監督及び維持をヴィエトナム共和国政府が前記の合意の2(1)の規定に従いチヨウライ病院の維持、監督及び管理の一環として自己の費用により引き受けるものと了解する。

3. 日本国政府は、前記の医療協力の目的にかんがみ、1にいう建物には現行のヴィエトナムの租税その他の公課が課されないものと了解する。

本使は、閣下が、1967年6月10日付けの合意の適用の細目である前記の点を考慮されて、異議がないときは、閣下の返簡をもってその旨を確認されることを要請する光榮を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

1968年12月21日

日本国特命全権大使

北 原 秀 雄

ヴィエトナム共和国厚生大臣

トラン・ル・イ 閣下

(ヴィエトナム側書簡)

(仮訳)

書簡をもって啓上いたします。

本大臣は、1968年12月21日付けの閣下の書簡を受領したことを確認するとともに、ヴィエトナム共和国は同書簡に述べられている日本国政府の見解を実現する措置を執ることに異議がない旨を通報する光榮を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

1968年12月21日

ヴィエトナム共和国

厚生大臣

トラン・ル・イ

日本国特命全権大使

北原秀雄閣下

(日 本 側 書 簡)

(仮 訳)

書簡をもって啓上いたします。

本職は、日本国政府とヴィエトナム共和国政府との間の医療協力に関して本日日本国特命全権大使北原秀雄とヴィエトナム共和国厚生大臣トラン・ル・イとの間で交換された書簡に関し、日本国海外技術協力事業団代表の資格において、チョウライ病院の敷地内に建設された神経外科病棟及び日本人専門家のための宿舎について貴国政府が監督の責任を負うという貴国政府の決定に対し心から謝意を表明する光榮を有します。

本職は、ヴィエトナム共和国政府の権限のある当局が前記の建物の効果的な監督を確保するため最善を尽くされるものと信じます。

本職はこの機会に、ヴィエトナム共和国の権限のある当局に対し、特に次の措置を執られるよう要請いたします。

- I 当該建物の監督の責任者を日本国海外技術協力事業団理事長に通報する。また、その責任者に変更があった場合にも、そのつど同様に通報する。
- II 当該建物の管理及び維持について責任を有する前記の者は、当該建物が常に良好な状態にあるようにする。
- III Iにいう責任者は、次の事項について厚生大臣に報告を行ない、厚生大臣は、それを日本国海外技術協力事業団理事長に伝達する。

(1) 損害に関する報告

天災その他の事故により当該建物に滅失又は損害が生じた場合には、次の点について直ちに報告を行なう。

- (a) 滅失又は損害の原因及び年月日
- (b) 被害の詳細(被害の程度)
- (c) 被害の見積り及び復旧の可能性
- (d) 当該建物の維持又は補修のために執られた緊急措置
- (e) その他の有用な情報

(2) 年次報告

毎年、4月1日から翌年3月31日までの期間における建物の状態に関する年次報告をできる限りすみやかに提出する。

IV Iにいう責任者は、当該建物の維持及び保全の見地から必要と判断する補修の措置を執る。

V Iにいう責任者は、日本国海外技術協力事業団が当該建物の維持及び運用状況を調査するために派遣する調査員に対し必要な便宜を供与する。

日本国政府とヴィエトナム共和国政府との間の医療協力に関して1967年6月10日にサイゴンにおいて交換された書簡の精神に沿うものであるから、われわれは、この医療協力の目的を考慮して、当該建物のヴィエトナム共和国政府への移転をできる限りすみやかに実現することが望ましいと考えます。

われわれは、ヴィエトナム共和国政府の権限のある当局が、上述の^渡過渡期間中、建物をチャウライ病院に属する他の建物に対すると同様に維持され、かつ、監督されれば幸いです。

1968年12月21日

日本国海外技術協力事業団

監事 野田 章

ヴィエトナム共和国厚生大臣

特別顧問

グエン・ヴァン・ティエウ博士 殿

(ヴィエトナム側書簡)

(仮訳)

書簡をもって啓上いたします。

本職は、1968年12月21日付けの貴職の書簡を受領したことを確認するとともに、ヴィエトナム共和国厚生省が同書簡に細目が述べられている日本国海外技術協力事業団の要望に副うために必要な措置を執ることを貴職に通報する光栄を有します。

他方、本職は、厚生大臣がチョウライ病院院長を貴職の書簡に述べられた建物の責任者として指名したことを貴職に通報いたします。

本職は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて貴職に向かって敬意を表します。

1968年12月21日

ヴィエトナム共和国厚生大臣

特別顧問

クエン・ヴァン・ティエウ

日本国海外技術協力事業団

監事 野田 章 殿

日本国政府とヴィエトナム共和国政府との
間の医療協力に関する交換公文

(日本側書簡)

(訳文)

- 日本側書簡 書簡をもって啓上いたします。本使は、日本国とヴィエトナム共和国との間の医療協力に関する最近の両国の権限のある当局間の会談に言及し、日本国政府及びヴィエトナム共和国政府が次の取極について合意することを提案する光榮を有します。
- 日本国政府の措置 1. 日本国政府は、日本国において施行されている法令に従い、次のために必要な措置を執る。
- (1) 医療専門家その他の専門家をコロンボ計画に従いヴィエトナム共和国へ派遣すること。
 - (2) ヴィエトナム人医療職員をコロンボ計画に従い日本国に受け入れること。
 - (3) 診察、治療及び医学研究に必要な機械、資材及び医薬品をヴィエトナム共和国政府に供与すること。
 - (4) 神経外科の一病棟及び医療協力のわく内で派遣される日本人専門家の宿舎をヴィエトナム共和国政府の利益のためにチョウライ病院敷地内に建設すること。
- ヴィエトナム共和国政府の措置 2. ヴィエトナム共和国政府は、次のために必要な措置を執る。
- (1) 1.(1)にいう神経外科病棟の維持及び運用に必要な経費を負担すること。
 - (2) この取極により日本国政府が供与する機械、資材及び医薬品の輸入に対する免税を許与すること並びに1.(3)にいう機械、資材及び医薬品の陸上げの費用及び陸上げ地より目的地までの運送費用を負担すること。
 - (3) サイゴン港における機械及び資材のすみやかな陸上げに必要な便宜を供与すること並びに1.(4)にいう建物の建設のすみやかな完成のためにできる限りの援助を与えること。
 - (4) 日本人専門家に対するこの取極に定める職務の善意の遂行に起因するすべての請求について責任を負うこと。
- ピアストルの交換率 3. 1.(4)にいう建物の建設のための現地における費用を支払うための外国通貨(最大限250,000米ドル)は、1米ドルにつき118ピアストルの現行交換率、すなわち80ピアストルの公定為替率にヴィエトナム共和国政府からの附加金38ピアストルを加えたもので、ヴィエトナム・ピアストルに交換される。ただし、この118ピアストルの交換率は、現行の為替率が変更されたときは、両国政府の合意により修正す

ることができる。

- 協 議 4. 両国の権限のある当局は、この取極に定める協力を達成するため随時協議する。
- 有 効 期 間 5. この取極は、4年間効力を有する。もっとも、両国政府は、いずれか一方の要請に基づいて、この取極の期間を延長するために協議を行なうことができる。

本使は、本国政府に代わって、この書簡及び前記の提案の貴国政府による受諾を確認する閣下の返簡を、閣下の返簡の日付の日に効力を生ずる両国政府間の合意を構成するものとみなすことを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

1967年6月10日にサイゴンで

日本国特命全権大使 中山 賀 博

ヴィエトナム共和国
外務大臣 トラン・ヴァン・ド 閣下

(ヴィエトナム側書簡)

(訳文)

ヴィエトナム側書簡 書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

本大臣は、本国政府に代わって、閣下の書簡に述べられた提案に同意し、閣下の書簡及びこの返簡を、この日付の日に効力を生ずる両国政府間の合意を構成するものとみなすことに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

1967年6月10日にサイゴンで

ヴィエトナム共和国
外務大臣 トラン・ヴァン・ド

日本国特命全権大使 中山 賀 博 閣下

(参考)

この取極は、ヴィエトナムとの医療協力として、わが国がヴィエトナム国立病院の神経外科病棟の建設、医療器材の供与、医療専門家の派遣、研修生の受け入れ等を行ない、ヴィエトナムが病棟の維持費の負担、日本からの器材の輸入に対する免税等の措置を執ること等について定めるものである。

